

## 仏教と倫理

城 福 雅 伸

### はじめに

本小稿は現在問題になっている脳死移植について仏教から見た倫理を検討するものである。現在、脳死移植が進みつつあり、脳死移植は命の贈り物等と賛嘆され推奨されている。しかしこれは同時に脳死移植は合法で正義であるという旗印の下、不都合な情報は排除されている傾向を示すものでもある。その証拠に一般の人の中には脳死移植に賛同しながら脳死とは心臓が鼓動を打ち体温もある状態であると聞くと驚く人もいる。脳死移植推進派は、個人の意思を強調するが、脳死や脳死移植に対する疑問や反対の見解や不都合な情報をも全て開示された時のみ正しい判断と意思形成が可能なのであり、現状では半ば脳死移植推進のための誘導状態といえ個々の自由な意思の形成は有り得ない。事は生命に関する重大問題であるから脳死問題にせよ脳死移植問題にせよ様々な資料とそれに基づいた色々な角度からの検討、様々な見解、そし

て問題点や不都合な点をもをまず国民の前に示すことが必要である。この考えに則り、すでに脳死について仏教、特に法相唯識の哲学から脳死は人の死ではないこと、また古来から体温の存否で死を判定していた事実を提示し見解を示した『印仏』四二二・『京都精華大学紀要』第七号等。本小稿はこれと同じ問題意識と研究姿勢によるものであり仏教の戒律や論書から臓器移植問題を中心にその倫理性の検討を試み仏教と倫理の問題を考える一端とするものである。

### 一、

臓器移植法により事実上脳死が死であると定められた。しかし既に明らかにした様に脳死は人の死ではない。法律が脳死を死と定めれば脳死は死となるというのは詭弁である。

そこでまず、脳死が人の死ではないという前提で論を進める。本人が臓器を提供すると表明し、しかも「たとえ脳死が生命ある状態であつてもかまわないから臓器を提供する」と

強固な意思を決定している場合はどうか。これを考察するために『摩訶僧祇律』巻第四を見ると次のような所論がある。病の比丘を看病し続けた比丘がいたが自分は看病のために阿闍梨に仕える事も修行も出来ず看病にも疲れたと言った。病の比丘はこれを聞き「我も亦患い厭いて病苦しのび難し。汝、若し能く我を殺さんにはよからん」と自分も病苦が忍び難い、従つてもう自分を殺してくれてよいと看病の比丘に依頼した。看病の比丘は依頼の通り病の比丘を殺した。これを聞かれた釈尊は看病していた比丘を呼ばれ「痴人」と激しく叱責され、

汝常不聞我無量方便稱讚於梵行人所身行慈口行慈意行慈。供養供給所須。汝今云何手自斷人命根。此非法非律非如佛教。不可以是事長養善法

と、私は身にも言動にも心にも慈しみをもつて行動することとを称賛して来たはずだが汝は人を殺した。これは戒律や教えに背き正しい行動ではない、仏の教えではない、善を長養しないと断じられ、人の生命を断つ事は決してしてはならない旨述べられ、戒律に定められた。この所論は若干の相違や長短はあれ『五分律』・『十誦律』にもほぼ同旨の記述が出る。また『四分律』でも生命を厭患する比丘が自分を殺してくれるように依頼しても彼を殺すことは殺人になる旨が明かされている（『五分律』・『十誦律』・『摩訶僧祇律』・『パーリ律』にもま

た同旨の所論がある）。

これらに共通する重要な点は、本人の意思による自分を殺して欲しいという依頼でも、またそれがたとえ病苦に耐え難いからであるとしても、その人の生命を断つ事は絶対にしてはならないということである。これが仏教の生命に関する明快な倫理である。したがって安楽死は仏教では否定される。本人の意思であつても、いかなる理由があつても人の生命を断つことは「身に慈を行じ、口に慈を行じ、意に慈を行」じることにはならず絶対にしてはならないのである。また病人に死を教えても、死を賛嘆しても推奨しても罪であり、それで人が死ねば殺生戒を犯すことになる。

以上から仏教の倫理では、脳死移植であれ安楽死であれ、いかなる理由があるにせよ、故意に人の生命を断つ行為は理由の云何を問わず絶対にしてはならず、行えば無慈悲な殺人となることが理解され例外や特例は一切無いことがわかる。ここで看過してはならない重要な点は、たとえ本人が自らの意思で自分の生命を絶つてよいと表明しても、これを受諾し実行してはならず、もし実行すれば殺人となることである。つまり依頼者の意思で依頼者の断命がなされたからといって実行者が免責されることはないのであり、行為主体者の意思と行動に全焦点があてられているのである。臓器移植法等と言われるドナーの臓器提供の意思の強調は仏教からいえばド

ナーの意思を盾に移植医等の免責を計る構造になるが仏教では否定されるのである。ここに法律や医学の世界とは異なる仏教の倫理観がある。

なお、死の推奨や賛嘆によって人が死んでも殺生戒を犯すことになることが『摩訶僧祇律』や『パーリ律』等で説かれている。『パーリ律』によると身振や言葉・文書等によるなどして「是の如く死するものは、財を得、名称を得、善処に至る」（『南伝』一）と説いただけで突吉羅であり、もしこの賛嘆によって人が死ねば波羅夷、つまり殺生戒を犯すことになる。この点から比丘戒から言えば脳死が生命ある状態である場合、もしそれを知りつつ、臓器提供をさせるため生命を絶たせるべく臓器を捧げ死ぬのはよい事等と賛嘆・推奨し、そのために人が臓器提供を希望し、結果臓器提供をし死んだ場合、賛嘆・推奨した人は戒律に抵触する事になりかねない。なお当然ながらインターネットのホームページや書籍等で死を賛嘆したり推奨し、自殺の具や薬を紹介するなどしそれで人が死ねば仏教ではまさしく殺生戒を犯す事になる。

## 二、

法相唯識では脳死は死ではないので脳死移植は殺生になり絶対に認められないが、検討のために仮にここで移植医らの主張のように脳死が死であると仮定し、よく問題になる家族

の心情・感情から検討する。脳死を死と認め臓器提供の意思表示をしていた人が脳死に陥ったが、家族の感情としては当人の意思は理解できても臓器提供には同意し難いという事も少なくない。ここには脳死を死と認め難いと言うこともある。死に行く人と別れを惜しみたいとか、身体を傷つけたくないという考えがあると思われる。こういった心情について脳死移植推進派は日本人は欧米人に比べ倫理性に乏しいとか、遺体に執着しているとか感情論に過ぎないと手厳しく批判し続けた。しかし儒教では身体を傷つけない事こそ倫理であり、まさしく孝の最初である。

さて仏教では『四分律』卷第三九の「衣慳度」に次のような所論がある。ある比丘が、亡くなった祖父母や父母の供養のために在家者が塔に捧げたり塔を包んだ幡蓋や衣を取った。在家者は盗んだと非難し、

我等爲<sub>二</sub>祖父母父母<sub>一</sub>起<sub>二</sub>塔<sub>一</sub>。以<sub>二</sub>幡蓋<sub>一</sub>裏<sub>二</sub>塔<sub>一</sub>供養。（中略）如<sub>二</sub>似故爲<sub>二</sub>沙門釋子<sub>一</sub>裏<sub>二</sub>塔<sub>一</sub>供養<sub>一</sub>。我等實爲<sub>二</sub>祖父母父母<sub>一</sub>以<sub>二</sub>幡蓋<sub>一</sub>裏<sub>二</sub>覆塔<sub>一</sub>供養。

と幡蓋等は沙門が塔に行うのと同じく自分たちも祖父母・父母を供養するためにしたものであると述べた。釈尊は、これを聞かれると風や雨、鳥の仕業などによって他に飛ぶなどしたものを除き「是の如き物を取ることを得ず」と戒められた。つまり釈尊は在家者が亡くなった祖父母や父母への想いから

なした供養の飾りをそれらが風や鳥などによつて潰れたり飛ぶなどした以外は比丘は取つてはならぬと誠められたのである。仏教を形式的に理解した場合、むしろ在家者は比丘に幡蓋を捧げるべきで、在家者の考えは執着であり、他者（比丘）への供養の気持ちが薄く、感情論になるという主張も成立し得るが釈尊はそのような考えを明確に否定されたのである。また莊嚴供養の塔衣を取つて恐れた比丘に釈尊は「汝何の心を以て取る」と尋ねられた。比丘は「糞掃衣を以て取る。盗心を以てせず」と糞掃衣の爲であり盗心からではないと答えた。釈尊は「無犯」とされたが「莊嚴供養塔衣を取るべからず」と申し渡された。また釈尊は塹中の死体の衣や未壞死人の衣は糞掃衣を作る爲でも取る事を許されなかつた。これらは死者への礼儀や遺族の心情や感情を配慮されたものであることが理解される。

したがつて亡くなった人やましてや死に行く人に家族が別れを惜しんだり、身体を傷つけないとか、ましてや体温も維持されている脳死の人に対してその身体を傷つけないという心情や気持ちがあるのを誤つた感情論である等と批判し無下に退ける事は釈尊の思想や倫理観からは否定される事がわかる。

以上から仮に脳死を死であると仮定し、かつ本人が脳死時の臓器提供を了承していても家族が臓器提供を拒む場合、そ

れを身体への執着であるとか感情論である等と批判したり、本人の善意を生かせなかつた等と解される述べ方はしてはならず、家族の心情を最大限に配慮すべき事がわかる。

### 三、

また脳死を人の死とする立場の人に脳死時の臓器提供は布施行であるという主張があるが、死者の行う布施があるのだろうか。脳死を死とする立場の場合、脳死時の臓器提供を布施と位置づける論理は成立しない。なぜなら、布施とは生きている人間がその瞬間瞬間に行う修行であるから、もし布施とするなら、それは脳死を生命ある状態としているに他ならず、論理が破綻する。そして、それは生命ある人の臓器を摘出することになるのであるから、先に論じた如く殺生となる。また脳死を死とした場合、臓器提供は死後の献体や角膜等の提供と同じく位置づけられるが、献体等に比して脳死移植が異常に賛嘆されるのは如何なる理由であろうか。なお勝田吉太郎氏によれば「医大の解剖実習用遺体の多くは、発展途上国からの輸入」（産経新聞平成三年九月一八日「正論」）とされる。脳死移植推進派や移植医は脳死移植に関しては臓器の病に苦しむ人が海外に移植を求めに行かざるを得ない状況は問題であるとし日本国内で対処すべきとし、故に脳死移植を推進すべしという論法も用いている。しかしすでに解剖実習用

遺体が日本では不足し海外に求めている状況を批判した事は寡聞にして聞かないし、しかも実習用遺体の不足にもかかわらず医師の献体率が低いことを手厳しく批判した事も聞かない。

ちなみに布施について言えば、『瑜伽論』巻第三九に「先ず自ら施を行じて後に他に勧む。自ら懈怠して他を励まし施を勧めるに非ず」といい自分が率先すべきで他人に勧め自分は実行しないのは誤りとされている。

また脳死の臓器の不足から脳死に陥った本人が別段の意思を表明していなくとも家族の同意だけで臓器提供が出来るという事も行われかねない。これは臓器提供を布施と考える人の見地から言うとな家族の身体を勝手に家族が布施する事になり、この様な発想は恐ろしく、行為の正当性も倫理的な根拠も無く、当然否定されるべき事である。それでもあえて家族による善行・布施等と言うなら次の如くの反証が提起されよう。『瑜伽論』巻第三九に「他に属して同意に非ざる物をもつて恵施を行ぜず」といい、当然ながら他者のものを勝手に布施するなどしてはならない。ましてや「父母師長を求むることあるも定んで應に施すべからず」と述べられている。脳死が死ではないという法相唯識の見地に立てばまさしく臓器提供は生命を絶つ事になるから先に述べた如く肉親の殺生に肉親が関与する異常事態となり絶対にあつてはならない事である。いずれにせよ脳死が死であろうとなかろうと家族の同意

のみで脳死時の臓器提供はしてはならない事がわかるが当然の話である。

また医療について『瑜伽論』巻第三八を見ると、衆生の疾病を止息させ、一切の衆を饒益をはかるのが菩薩の医療とされる。従つて脳死移植は脳死という不幸を前提にし、また当人や家族を悩ます事が多い等の点から菩薩の医療とは言ひ難い事がわかる。また無呼吸テスト自体が瀕死の人の死期を早めかねないもので検査としても受認し難いものである。まして法相唯識では脳死は死ではない。その場合、脳死移植とは重体の一人の生命を絶ち、引き替えに他者を生かす人間の生命の選別思想になりかねず、思想的にも危険なものである。

### 結論

脳死移植が至上の善として喧伝され批判さえ許されない状況であるが、脳死移植に懐疑的な立場から批判的に検討した。そこで気づくのは脳死が死か否かという基礎的検討を曖昧にし政治決着をつけた事が尾を引いている事である。問題自体が脳死が死か否かで異なり、そこに臓器の病苦の人を助けたいというすべての国民の偽らざる願い、家族のこと、自分の心情等がからみ、さらに倫理・善とは何かがからむという極めて複雑な様相を呈している。したがつて多くの人々が判断を躊躇し苦悩するのはむしろ当然である。このような状況であ

るにもかかわらず、情報が不足し、あつても一方的で扇動的でありながら、結局最後は自己決定や個人の意思の名で責任を弱者たる国民個々に押し付ける脳死移植推進のあり方や臓器移植法等の構造に人々に苦悩を強いる原因の一つがある。

仏教の倫理から明確に言えることは、脳死が死ではないこと、そして生命ある状態では臓器提供を本人が自由意思により希望しても絶対に臓器摘出してはならず、実行すれば実行した者が殺生を犯すことになる。故に仏教から言えば、脳死移植はしてはならないものであることになる。また家族が別れを惜しんだり、本人や家族が臓器提供を拒否したり、脳死状態の身体を傷つけることを拒む事も感情論や執着などと批判すべきではないことがわかる。また家族の同意のみで臓器提供を可能とする事は論外でありあつてはならない事である。以上の検討から脳死推進派や移植医のよりどころとする倫理が東洋や仏教の倫理と違ったものである可能性がある事がわかる。ジェンナーは他者で種痘の効果を確かめたが、中国の伝説の帝王神農は自らあらゆる者を嘗めて薬効を確かめ、しばしば毒に当たつて苦しんだと伝えられる。つまり医学者と治療を受ける側である他者をまず厳格に選別し、医学者を別格の第三者的な位置に置く発想と、医に携わる人自身が他人に先駆ける発想との相違が根本にあると考えられる。国民間・医師間でも両者の立場があろう。そしてこの前者の論理から

体温があり心臓が動いている他者を利用する脳死移植という医療が出現したと思われる。脳死移植推進派は日本で問題が紛糾し脳死移植が行われなかつたり遅々とするのは日本人の倫理性や文化に問題がある等の旨批判し、欧米人に習うべき旨批判するが、私は日本の場合は人類史上初、かつ最高といえる程難解・複雑である脳死移植問題を単純化したり善の名で自分を善人であるようにごまかさず、自分の心情と家族と臓器の病に苦しむ患者の苦悩という極めて重く複雑な問題に正面から向き合い、真摯に思索した故に生じた苦悩と紛糾であり、その苦悩と紛糾の姿にこそ倫理の存在を見る。(詳しくは別の機会に譲る。なお注は略す)。

(キーワード) 脳死移植、臓器移植、生命倫理、布施、戒律

(岐阜聖徳学園大学講師)